

平成26年度（平成25年度対象）

教育に関する事務の点検及び評価

報 告 書

平成26年8月25日

三条市教育委員会

教育に関する事務の点検及び評価等の実施方針

1 趣旨

- (1) 三条市教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ります。
- (2) 点検評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

2 実施方針

(1) 点検評価の対象

「三条市総合計画・実施計画」に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題とし、前年度における取組状況について点検評価します。

また、点検評価の対象は、「教育委員会の権限に属する事務」であることから、特例条例により市長が管理及び執行する文化及びスポーツに関する事務、並びに市長の事務とした青少年健全育成は、対象となりません。

(2) 点検評価の方法

三条市が行う行政評価システムを活用して、点検評価を行い、今後の方針、改善点等も示すものとします。

市の行政評価システムでは、評価対象を「想定される主な取組」のうち、幾つかをピックアップして実施していることから、教育委員会としては、「想定される主な取組」のすべての項目を対象に点検評価します。

(3) 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用

「三条市教育事務点検評価委員会」（定数3人 任期2年）を設置し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ります。

(4) 議会への報告及び公表

教育委員会において、点検評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、三条市議会に提出するとともに、公表します。

3 報告書の構成

この報告書は、次の2つの事項で構成しています。

- ① 三条市総合計画・実施計画に位置付けられている「想定される主な取組」及び教育施策上の重要課題の点検評価を取りまとめたもの
- ② 教育委員会の会議及び教育委員の主な活動状況を取りまとめたもの

4 参考

根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。（平成19年6月公布・20年4月施行）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。（一部略）

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

三条市教育基本方針 基本目標

《ものづくり、ひとづくり、まちづくり》

三条市は、「ものづくり」の伝統を持っています。「まちづくり」には、三市町村が合併して一つのまちをつくっていくという意味も込められています。「ものづくり」の伝統を教育に活かして「ひとづくり」を図り、人が生き生きと活躍することによって自分たちの地域をつくっていくことが魅力ある「まちづくり」につながります。

また、自分たちの住む三条市の歴史や文化などに対する理解を深め、これら愛する心をはぐくむことも大切です。そして、「まちづくり」は、子どもも大人も一緒になってつくっていくことであり、生涯学習やスポーツ等を通じて生き生きと暮らすことができる三条市を目指します。

点検・評価対象項目（平成25年度執行状況）

評価A：目標を上回る成果に達したもの

評価B：ほぼ目標どおり

評価C：目標の成果に達しなかったもの

項 目	担 当	評 価	ペー ジ
豊かな心をはぐくみ、ふれあいと感動のあるまちづくり			
○教育環境の充実			
1 幼児教育・学校教育の充実			1
(1) 小中一貫教育の推進	小中一貫教育 推進課	B	2
(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施		B	4
(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の充実		B	6
(4) 食育・体力づくりの充実		B	8
(5) いじめ・不登校対策の充実（適応指導事業の充実）		B	10
(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実		A	12
2 学校と家庭・地域との連携の推進			13
(1) 放課後子ども教室	子育て支援課	C	14
(2) 家庭教育講座		B	16
(3) 子どもと親の読書活動	生涯学習課	B	17
(4) スクールアシスタント制度の充実	小中一貫教育 推進課	B	19
(5) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築		B	20
○生涯学習・スポーツの推進			
3 生涯学習の充実			21
(1) 生涯各期における学習機会の充実	生涯学習課	B	22
(2) 現代的課題などの学習		A	24
(3) 学習成果を活かす仕組みづくり		A	26
○芸術・文化の振興と継承			
4 文化遺産の保存と活用			28
(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定	生涯学習課	B	29
(2) 埋蔵文化財の調査・保護		B	31
(3) 文化遺産の公開・活用		B	32

【教育委員会の会議及び教育委員の主な活動】

1 三条市教育委員会定例会・臨時会・協議会の開催状況	34
2 教育委員の学校訪問	37
3 教育委員の行政視察	37
4 教育関係会議への教育委員の出席	37
5 その他の出席	37

【三条市教育事務点検評価委員会】

1 三条市教育事務点検評価委員会要綱	38
2 三条市教育事務点検評価委員会委員名簿	39
3 三条市教育事務点検評価委員会開催状況	39

1 幼児教育・学校教育の充実

学力向上のための取組、知・徳・体・食のバランスの取れた教育への取組、小・中学校施設等整備

《施策の基本的方針》

本市では、次代を担う心豊かな子どもをはぐくみ、市民一人ひとりが生涯を通して自らを高め、郷土を愛し、いきいきと暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、平成18年に教育基本方針を策定しました。

今後は本方針に則り、学力向上プロジェクトの推進等による基礎学力の定着に努めるとともに、この地域固有の歴史や伝統産業等を最大限教育に活用していく取組を進めます。また、これらの取組を一層推進していくために、市民・有識者等により組織された検討委員会において6・3制等の教育制度の在り方など教育の本質を踏まえた検討を行い、児童生徒へのよりよい教育環境づくりに努めます。

《主な取組》

(1) 小中一貫教育の推進 【小中一貫教育推進課】

次代を担う心豊かな子どもたちの育成を目指し「三条市小中一貫教育基本方針」に基づき、小中一貫教育への取組みを推進します。

(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施 【小中一貫教育推進課】

教科ごとに授業力の向上を目指すとともに、教員の指導力向上により子どもたちの学力向上に努めます。

(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の充実 【小中一貫教育推進課】

鍛冶道場と連携した刃物・ものづくり教育の推進や科学に対する好奇心と探究心を高め、科学教育の充実を図ります。

(4) 食育・体力づくりの充実 【小中一貫教育推進課】

地域と連携した食育推進や体育指導の充実を通じた健康教育に取り組みます。

(5) いじめ・不登校対策の充実（適応指導事業の充実） 【小中一貫教育推進課】

相談支援体制を充実させ、いじめや不登校の未然防止と対応に努めます。

(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実 【小中一貫教育推進課】

就学相談や教育相談を始め、個々の障がいに応じたサポートができるよう特別支援教育を充実します。

《平成25年度の点検、評価等》

1-(1) 小中一貫教育の推進

【小中一貫教育推進課】

【目的】

未来を拓き力強く生きるために、「確かな学力」を身に付け、「豊かな心・個性」を涵養し、「健やかな身体」を身に付ける。

【内容】

三条市が次代を担う心豊かな子どもたちの育成を目指し取り組む小中一貫教育を推進するため、「三条市小中一貫教育基本方針」に基づき、次の事項を推進する。

- ① モデルカリキュラムの自校区化の推進
- ② 各中学校区の小中一貫教育の推進
- ③ 教職員研修の実施

【主な事務事業】

- ① モデルカリキュラムの自校区化の推進
教育委員会が策定した小中学校各教科及び特別支援教育の小中一貫教育モデルカリキュラムを基に、各中学校区が自校区化を推進する。
- ② 各中学校区の小中一貫教育の推進
教育委員会がモデル中学校区における小中一貫教育の実践研究に関する中間発表会を開催し、その成果等を全中学校区で共有化を図り、モデル中学校区での取組を参考に、各中学校区において推進協議会を開催し、推進計画を策定し、小中交流活動など具体的な取組を進める。
- ③ 教職員研修の実施
小・中学校教職員を対象に、小中一貫教育の推進に関する研修会や他市成果事例の講演会を開催し、先進事例に学びながら、実践意欲の向上及び取組内容の充実を図る。

【評価】 B

平成25年度は、小中一貫教育全面実施初年度である。前年度に策定した中学校区小中一貫教育グランドデザインを取組の基盤として新たな段階に入った。また、教育委員会の組織機構の改編により、小中一貫教育推進課と教育センターを設立し、小中一貫教育の一層の発展を指向した。特に、小中一貫教育に係る教職員研修では、研修内容の体系化を図り、実践を開始するとともに、文部科学省の研究委託事業の指定を受け、全市的な小中一貫教育の成果や効果の見える化のための点検・評価の在り方について研究を進めた。小中一貫教育推進委員会での検討、協議を重ね、12月末から1月にかけて、全市

一斉の点検・評価を実施することができた。

「小中一貫教育全面実施キックオフイベント」（5月実施）や三条市小中一貫教育シンポジウム（2月実施）を開催し、教職員の意識の高揚を図ることができたが、保護者、一般市民への啓発に有効な手立てを講じることができなかった。

【外部の方からの主な意見等】

保護者や一般市民への啓発はどのようにしているのか。

〔市の対応状況〕

全市的には、毎年度1回以上、市内教職員と保護者、一般市民を対象とした小中一貫教育に関する講演会やパネルディスカッション、平成24年度においては市内全9中学校区の取組の実践発表会などを開催してきている。また、小中一貫教育紹介リーフレットの作成（毎年4月市内全戸配布）や市の広報紙で特集記事を掲載する等、紙面を活用しての取組を行ってきている。

なお、教育委員会との連携の下、各中学校区では中学校区小中一貫教育推進協議会広報活動部会の事業として、中学校区小中一貫だよりを作成、学区内全家庭配布や自治会回覧等を通じて広報啓発活動に取り組んできている。また、毎年度1回、保護者、地域住民を対象とした、説明会、報告会を開催している中学校区がある。

【今後の方針】

小中一貫教育に係る点検、評価の実施については、平成25年度の実施状況を踏まえ、内容項目の修正やPDCAサイクルによる取組の改善に資するものとなるよう小中一貫教育推進委員会を中心に引き続き検討を行う。また、保護者や地域住民の小中一貫教育への理解をより一層図るため、小中学校教職員の協働に焦点を当てた広報の工夫改善やホームページの活用、乗り入れ授業の場면을公開する機会を増やすなどの具体的な実践を、教育委員会と各中学校区推進協議会とが連携して、確実に進める。

小中一貫教育の全体推進については、平成26年度の小中一貫教育フォーラム in 三条の開催及び平成27年度の小中一貫教育全国連絡協議会(全国サミット)の開催に向けて、準備を進める。



リトルティーチャー（小学生に教える中学生）



小中交流活動（竹はしづくり）

1－(2) 学力向上研修会や中学校区を中心とした公開授業等の実施

【小中一貫教育推進課】

【目的】

児童生徒の学力の向上を図ること。

【内容】

児童生徒の学力向上に向けて、中学校区ごとに学力向上プロジェクト会議を組織し、授業改善を図る。また、教職員を対象に学力向上に係る研修会を開催したり、中学校区ごとの公開授業研究（協議会）への参加を促したりすることで、教員個々の資質（授業力・指導力）向上を図る。

【主な事務事業】

① 学力向上プロジェクト会議

中学校区ごとに、管理職（校長、教頭）や主任（教務主任、研究主任、教科主任等）の指導力を生かした「学力向上プロジェクト会議」を組織し、学力分析（標準学力検査（NRT）や全国学力・学習状況調査）を行い、各中学校区の実態に応じた対策を立て、学習指導、授業改善を図る。

② 学力向上研修会

学力向上に向けて、日々の授業改善に生かすために Web 配信システム活用研修会、デジタル教科書活用研修会等を行う。

③ 各中学校区公開授業と協議会

中学校区ごとに年間数回の公開授業と協議会（小学校・中学校で実施）を行い、小・中学校の教員が共通理解を図りながら互いの授業力・指導力を高める機会とする。

【評価】 B

小学校段階での学力は、既に目標値を達成している。一方、中学校段階での学力は依然目標値との差はあるものの、今までの下がり方が年々改善されつつあり、今後の取組により、やがて向上に転じ目標値に近づくことができるものと期待される。

【今後の方針】

小学校段階での学力が目標値を達成できた要因の1つとして、中学校区ごとに学力向上プロジェクト会議を実施し、標準学力検査（NRT）等の分析を行い、自校区の実態に応じた授業改善を図ってきたことが考えられる。今後も学力向上プロジェクト会議を実施するが、会議の協議事項として「中学校区としての学力向上策」を必ず取り上げ、

小中学校教員が協働して具体的な向上策を検討する。

中学校教員がきめ細やかな支援の必要性に気付き、指導力の向上が図れるよう、教育センター主催の学力向上研修に「異校種教員から学ぶ（中学校教員が小学校教員から学ぶ等）研修講座」を新設する。また、各中学校区では、乗り入れ授業を一層充実させるようにする。



教科カリキュラム活用研修会



小中一貫教育基礎研修会



乗り入れ授業

1-(3) 刃物（ものづくり）教育、科学教育の充実

【小中一貫教育推進課】

【目的】

児童生徒の郷土愛を育成すること。

【内容】

刃物（ものづくり）教育、科学教育の充実を一層図ることにより、生まれ育った三条に誇りを持ち、主体的に探求する感性を養うとともに、将来の地場産業の活性化に貢献できる子どもの育成を目指す。

【主な事務事業】

① 刃物（ものづくり）教育推進事業

刃物（ものづくり）教育では、三条のものづくりの伝統についての理解を深めることを通して、三条のよさについて学ぶ機会を児童生徒に提供していく。

② 科学教育推進事業

科学教育では、「科学する目と探求心」を育む4つのプロジェクトを推進することにより、三条市の子ども科学への興味関心を掘り起こし、理科の大好きな子どもを育て、将来の三条市の地場産業活性化に貢献する子どもを育む。

【評価】 B

刃物（ものづくり）教育推進事業では、参加児童生徒の事後アンケートにおける「とても楽しかった」「楽しかった」の平成25年度評価は、前年度から0.2%減少したが94.8%の高評価であった。教職員の5段階評価においても平成24年度と同じ4.8と高評価であった。参加児童生徒数は減少して目標に届かなかったが、少子化による児童生徒数の減少、並びに複数回実施校の減少が影響したためであり、計画どおり全学級実施できている。

科学教育推進事業では、参加者総数が平成24年度より増加し、1,941人（前年度比106.6%）であった。事業の魅力が十分伝えられなかったことにより参加者数が減少した「わくわく科学フェスティバル」事業以外は、どの事業の参加者も増加した。講師・支援者の総数も232人（前年度比116.6%）に増加した。9年間の実績が認知され、参加者と指導者の増加につながった。

【今後の方針】

刃物（ものづくり）教育推進事業では、事業と小中一貫教育のカリキュラムとの関連を

より深める。講義と実際の体験活動を通して、教科・領域の学習だけでなく、地域の伝統と職人魂を学べる絶好の機会であることをPRする。学校行事等との調整ができるように、各種資料の送付を早期に行い、参加計画が立てやすい環境を整えることで、全学級の計画通りの確実な実施に加え、複数回実施を促進して参加者数の増加を目指す。

科学教育推進事業は、10年目の節目を迎えることから、改めて指導講師の人選、新規内容の開拓、使用施設の選定等を行い、参加児童生徒、保護者、講師といった関係者全員の満足度が高まる事業を推進できるようにする。さらに事業の趣旨や魅力を伝えるPRの工夫をする。



刃物（ものづくり）教育：竹はしづくり



科学教育：星空教室

1-(4) 食育・体力づくりの充実

【小中一貫教育推進課】

【目的】

児童生徒の健康増進、体力の向上を図ること。

【内容】

食育では、子どもの食や健康についての意識を高め、生活習慣の改善を図る。

体力づくりでは、市内小中学校の児童・生徒の体力の実態に基づき、弱点を克服する「1学校1取組」（柔軟性・持久力・瞬発力・心肺機能の向上等に向けた授業改善や特別時間設定）を、各学校で計画的に行うことで体力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 子どもがつくる弁当の日

子どもがつくる弁当の日の取組を推進することにより、子どもの食や健康について、親や子ども自身の意識を高め、子どもの生活習慣の改善を図る。

② 1学校1取組

体力テスト（8種目）の結果を基に、各学校で体力の実態を把握する。さらに弱点部分の底上げができるように、各学校において対策を検討し、計画的、継続的に体力の向上が図れるよう実践する。年度末には弱点の克服を評価し、次年度の計画づくりに生かす。

※ 体力テスト：新潟県教育委員会の統計調査項目である児童生徒の体力・運動能力を測るテスト。小学校5年生、中学校2年生全員に対し、8種目（握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ（中学校はハンドボール投げ））を実施し、学年別・男女別に平均値を算出する。

【評価】B

食育では、各校での取組に対する事業評価（4段階）について、評価4が70%、評価3を加えた肯定的評価は90%超であった。各校の子どもの実態等に合わせた実践により、栄養バランスや彩を意識したり、家族分の弁当や夕食づくりにも取り組んだりするなど、子どもたちの食や健康への関心を高めることができた。

体力づくりでは、「1学校1取組」を核とし、体力向上の取組が継続されている。平成25年度の体力テストで32項目中、5項目（小5男子の立ち幅とび、小5女子の50m走と立ち幅とび、中2男子のシャトルランと立ち幅とび）が県平均を上回るにとどまった。小5男子（握力99.4%、反復横とび99.9%、ソフトボール投げ98.2%）、小5女子（反復横とび99.9%、シャトルラン98.8%）、中2男子（握力99.4%）といった項目は、僅差で県平均（100%）に達しなかった。

【外部の方からの主な意見等】

「子どもがつくる弁当の日」の実施により、子どもたちの生活習慣はどのように改善されてきたのか。

〔市の対応状況〕

小学校においては起床時刻の改善（6時半前に起床する5年生が平成24年度45.2%から平成25年度49.4%へ）や朝食を欠食する児童の割合の減少（5年生が平成24年度7.1%から平成25年度6.7%へ）が見受けられ、中学生においては自分の体を健康に保つために必要な栄養や食事の量を知っていると答える生徒が増加（1年生が平成24年度32.6%から平成25年度34.1%へ）している。生活習慣の改善には家庭の役割が重要であるので、今後も学校と家庭が連携しながら本事業に取り組むことで児童生徒の食生活の改善を目指していく。

【今後の方針】

食育では、平成25年度を取組を継続するとともに、各校の取組をより充実させていくために、学校と家庭との連携を強めるための情報提供や事業趣旨の周知に努めていく。

体力づくりでは、調査対象児童生徒に限らず、全ての児童生徒の体力向上と、課題である柔軟性と持久力等の克服をめざして、学校全体で取り組む活動、学年や所属部活動で取り組む活動といったように、課題に応じて活動集団を変化させて取り組む等の工夫をした活動を推進する。



子どもがつくったかわいいパンダのおにぎり弁当



子どもがつくる弁当の日の会食会



体力づくり：反復横とび

1-(5) いじめ・不登校対策の充実（適応指導事業の充実）

【小中一貫教育推進課】

【目的】

児童生徒のいじめ・不登校の減少と集団生活適応力を育成すること。

【内容】

「深めよう絆スクール集会」を中心に小中連携事業や異学年交流事業を行い、児童生徒の社会性の育成を図り、いじめの防止、不適応の予防に努める。適応指導事業である「適応指導教室（ふれあいルーム）」と「訪問指導」の運営を中核に、学校と家庭及び関係機関が密接に連携し、不登校児童生徒の在籍校復帰と進路目標の実現をめざす。

また、適宜、カウンセラー（臨床心理士・SSN指導員）や不登校児童生徒支援員を派遣し、ケースに応じた柔軟な支援により不適応状態からのステップアップを支援する。その際、「子ども・若者総合サポートシステム」とのタイアップにより、支援機関と協働して支援を行う。

さらに、HYPER-QUの全市導入により、小中一貫教育における9年間の統一座標上において児童生徒の実態調査を行い、適切に変容を把握し、いじめや不登校の未然防止を図るために必要な手立てや支援を施す。

【主な事務事業】

① 「深めよう絆スクール集会」の実施・HYPER-QU心理検査の実施

小中連携事業として、各中学校区ごとに「深めよう絆スクール集会」を実施し、小中学校・家庭・地域の連携を深めることで、いじめや不適応の防止を図る。HYPER-QU心理検査により児童生徒を9年間を通して見取り、その実態に応じた支援を行う。

② 「適応指導教室（ふれあいルーム）」の運営

「適応指導教室（ふれあいルーム）」を中核とした関係機関との連携により不登校または不登校傾向にある児童生徒の学校復帰を図る。

カウンセラーや指導員等による適応指導に関する児童生徒及び保護者や教師等への相談活動を行う。

③ SSN（スクリーニング・サポート・ネットワーク）カウンセリング事業・SSN指導員事業

年々深刻化するいじめ・不登校問題、外部機関のどこにも繋がらない引きこもり状態など、学校と家庭だけでは解決できない状況に対応するため、市が臨床心理士等のカウンセラーを派遣する。また、学校の適応指導事業を支援するため、SSN指導員を派遣する。

【評価】B

平成 25 年度のいじめの認知件数は減少し、不登校児童生徒数は減少傾向にあり、一定の成果を確認できるものであるが、未だ不登校状態に悩む児童生徒・保護者が多い状態にあるため、引き続き支援を継続していく必要がある。

【今後の方針】

いじめ問題については、「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 9 月に施行され、文部科学省の「いじめ防止基本方針」では、「積極的にいじめを認知すべきこと」が推奨されており、いじめの認知件数の増減を評価指数とすることが適切であるかどうかを検討する。また、三条市いじめ防止基本方針の策定及び対策組織の機能充実を図る。さらに、いじめ防止に資する「三条市いじめ防止啓発リーフレット」を作成し、家庭・保護者に配布する。

いじめ実態調査の充実のため、HYPER-QU 心理検査を実施する。その中で「非承認群」「侵害行為認知群」にプロットされた児童生徒へのカウンセリングを拡大する。

不登校対策については、不登校状態にある中学生のうち、70%の生徒が小学校時代に年間 10 日以上欠席があるとのデータが新潟県教育委員会から示された。三条市でも同様な事例が多い。このことから小学校で年間 10 日前後の欠席を示す児童に対して、小中一貫教育の機能を活用しながら、カウンセリングなどの特別な支援方法を施していくことで、不登校の未然防止に努める。



第一中学校区小中合同
「いじめ見逃しゼロスクール集会」



第二中学校区小中合同
「いじめ見逃しゼロスクール集会」

1－(6) 特別支援教育のサポート、相談等の充実

【小中一貫教育推進課】

【目的】

児童生徒が必要に応じて特別な教育的支援を受けることができるようにすること。

【内容】

三条市の特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育指導員を増員するとともに、教職員の研修を行い、校内体制の充実、教員の資質の向上を図る。

【主な事務事業】

① 特別支援教育指導員の配置

小学校・中学校に特別支援教育指導員を適切に配置するとともに、中学校区を中心とした教職員の情報交換会並びに研修会を実施し、特別支援教育の充実を図る。

【評価】 A

学校の特別支援教育の理解が深まり、通常学級に在籍する児童生徒も対象にした一人ひとりの特別な教育的ニーズへの対応が浸透してきた。そのため、指導員の配置については、目標値に達しているものの年々要望が高まっており、現場の声に切れ切れではない現状である。教職員の研修については、教育センター主催の新規事業として研修会を4回開催し、教職員のニーズに応じた実際的な内容にしていくように努めた。

【今後の方針】

従来の特設支援学級の介助業務とは別に、通常学級における発達障がい等を有する児童生徒等への学習・生活支援を充実していく必要性や障がいのあるなしにかかわらず共に学ぶ教育環境づくりといったインクルーシブ教育の重要性を周知し、特別支援教育指導員の配置増に努めていく。

今後一層、教育センターによる研修の充実並びに教育相談体制の充実を図る。また、特別支援教育の地域の拠点校である月ヶ岡特別支援学校との連携を強化し、同校の専門的知見を生かし、研修を共同で実施する。

2 学校と家庭・地域との連携の推進

家庭教育学級の充実、地域に開かれた学校づくり、学校を利用した放課後の居場所づくり

《施策の基本的方針》

全国的に少子高齢化や核家族化が進み、本市においても人間関係や地縁関係の希薄化が懸念される中、家庭や地域の教育力の低下が懸念されています。こうした中、すべての教育の原点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級や親と子のふれあいを大切にした取組を推進するとともに、学校、家庭及び地域社会が連携して、放課後や休日などの子どもの居場所づくりを進めます。

また、学校教職員と児童生徒が地域の中で一緒に活動することや学校と地域住民との垣根を取り払うなど、学校教育と家庭・地域との連携の在り方について議論できる仕組みを構築できるよう検討します。

《主な取組》

(1) 放課後子ども教室 【子育て支援課】

放課後や週末等に小学校等を利用して、地域の方々の参画を得ながら、子どもが勉強やスポーツ、文化活動などの様々な交流活動を行う場をつくることで、子どもの安全安心な遊び場の提供、子どもの社会性の育成及び地域の教育力の向上を図ります。

(2) 家庭教育講座 【子育て支援課】

家庭の教育力向上と親子間のふれあいを深めるため、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開設します。

(3) 子どもと親の読書活動 【生涯学習課】

ブックスタート事業や読み聞かせ教室の充実により、親子の絆を深めながら読書活動の推進を図ります。

(4) スクールアシスタント制度の充実 【小中一貫教育推進課】

教育活動をサポートするスクールアシスタントの資質向上のため、研修の充実に努めます。

(5) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築

【小中一貫教育推進課】

地域に開かれた学校の重要性を認識した上で、地域、保護者及び教職員が共に学校教育を考えることのできるように努めます。

《平成25年度の点検、評価等》

2-(1) 放課後子ども教室

【子育て支援課】

【目的】

学校と家庭・地域との連携が推進され、子どもたちが安全・安心に過ごせるようにすること。

【内容】

放課後や週末等に小学校等を利用して、地域の方々の参画を得ながら、子どもが勉強やスポーツ、文化活動などの様々な交流活動を行う場をつくることで、子どもの安全・安心な遊び場の提供、子どもの社会性の育成及び地域の教育力の向上を図る。

【主な事務事業】

① 放課後子ども教室推進事業

放課後や週末等に小学校等を利用して、地域の方々の参画を得ながら、子どもが勉強やスポーツ、文化活動などの様々な交流活動を行う場をつくることで、子どもの安全・安心な遊び場の提供、子どもの社会性の育成及び地域の教育力の向上を図る。

【評価】 C

平成25年度は、一ノ木戸小学校、裏館小学校において開設を予定していたが、新しい学校の施設運用の状況確認及び地域との調整等の理由から新たに教室を開設することはできなかった。

しかし、現在実施している各教室については、放課後子ども教室連絡協議会での情報交換を行いながら、活動を充実させ、学校・地域・児童の交流や活動内容が活性化するように努めており、実施回数が前年より減少している中でも、参加延べ数は13,163人と前年(13,350人)と比べても、ほぼ横並びとなっている。

また、参加児童は教室のルールに従いながら、それぞれで工夫し楽しく異年齢や地域のスタッフとの交流を行っており、子どもの社会性を育成することができた。

【今後の方針】

新規スタッフの獲得が課題となっている教室が多いことから、PTA等へのスタッフ募集を行い、持続可能な体制作りを行うとともに、引き続き、事業内容の充実に努めていく。

また、自治会や子ども育成団体等と協議を行い、活動の中心となり得る人材の掘り起こしを行いながら小学校の施設状況に合わせ、新規開設に向けた取り組みを行っていく。



勉強の様子



スポーツ活動



餅つき大会



節分集会

2-(2) 家庭教育講座

【子育て支援課】

【目的】

家庭の教育力が向上すること。

【内容】

家庭は、家族の触れ合いを通じて基本的な生活習慣、生活能力や社会的マナーを身に付けさせる重要な役割を担っていることから、保護者に対し子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開催し、家庭の教育力が向上するよう支援する。

【主な事務事業】

① 家庭教育活性化事業

家庭の教育力向上を図るため、市内の全保育所、子育て支援センター、小中学校等において、子どもの成長に合わせた家庭教育講座を開設する。

【評価】 B

保育所、小学校及び中学校の保護者を対象に、子どもの成長に合わせて講座内容の方向性をそろえ、その時に必要な情報や学ぶべきことを講座内容に反映させて、全ての保育所、小学校及び中学校で実施した。また、アンケート内容や項目を見直し、講座の役立ち度に成果指標を改めたことで、これまでと比較して講座内容についての参加者の反応をより確認しやすくなった。

【今後の方針】

今後もマタニティ期、乳児期の家庭教育講座(子育て講座)とともに、保育所(園)の3歳時期、小学校入学時、中学校入学時に、子どもの成長に合わせたテーマを掲げ、保護者が自分の子育てを振り返り、その後の子育てに活かしていけるような内容の家庭教育講座を開催していく。



中学校入学時の家庭教育講座

2-(3) 子どもと親の読書活動

【生涯学習課】

【目的】

幼い頃からの読書習慣を養い、家庭での読書活動を支援すること。

【内容】

乳幼児の頃からの読書習慣を養い、家庭での読書活動を支援するため、保護者や家族が、読書活動の意義や重要性を理解し、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう、家庭における読書環境を整えるための支援をする。

【主な事務事業】

① ブックスタート事業

乳幼児の頃からの読書習慣を養い、家庭での読書活動を支援するため、10 か月健康相談会場で、参加した赤ちゃんと保護者に絵本の入ったブックスタート・パックをブックスタートのメッセージとともに手渡す。

【評価】 B

10 か月健康相談会来場者へのブックスタート・パックの手渡しは確実にできている。来場されなかった方への配布も本館だけでなく分館でも実施し、配布者数は減っているものの配布率は僅かに上回り、ブックスタート事業の定着がうかがえる。

しかし、絵本の貸出冊数が減少していることから、図書館への来館誘導等の啓発活動の必要性が感じられる。

【今後の方針】

引き続き、10 か月健康相談会に出席できなかった方への案内送付や子育て支援センター等関係施設へのブックスタートの啓発ポスター等の掲示を行い、事業のPRを図る。

また、絵本の貸出が減少したことから、おはなし会やボランティア行事等での絵本の紹介や、広報誌「親子で読書通信」などの広報を充実させ、魅力ある絵本の紹介に努めるとともに、しかけ絵本日本一プロジェクトを実施するなかで、絵本の貸出冊数増加を図る。

※ しかけ絵本日本一プロジェクトとは、すまいるランドに隣接した図書館栄分館で、しかけ絵本を集めることなどにより、子育てに特化した図書館とするため、実行委員会を立ち上げ、様々なイベントを実施し、情報発信を行うことで親子読書の推進を図るものである。



ブックスタート・パックの手渡し



おはなしパレットのつくってポン!



家族でにっこり♪おはなし会

2-(4) スクールアシスタント制度の充実

【小中一貫教育推進課】

【目的】

教職員の教育活動を補助すること。

【内容】

地域と学校をつなぐパイプ役として、また、教職員の多忙化解消のため小学校 50 人、中学校 23 人を配置し、教職員の教育活動を補助する。その際、資質向上を図るための研修の充実に努める。

【主な事務事業】

① スクールアシスタント推進事業

年 2 回、講演会・講義及び意見交換の場を設定し、補助的な業務を推進する上で必要な知識や技能の習得の機会とし、資質向上を図る。

【評価】 B

スクールアシスタントは希望通り配置できた。年 2 回の研修会は、研修の理解を深めることを目的として、2 回とも同一講師による継続性を持った研修として実施した。参加者の意見は好評であったが、同一テーマ（特別支援教育について）であったため、第 1 回目に比較して 2 回目の参加率が 15.8% 落ち込んだと思われる。次年度以降の研修内容、開催時期、周知方法について検討する必要がある。

【外部の方からの主な意見等】

研修については、毎回同じ内容では参加率が減っていくので、いろんな内容の研修を企画してもらいたい。

【市の対応状況】

スクールアシスタントの意見を聞きながら、参加意欲が高まるような内容や参加しやすい時期での開催を検討していきたい。

【今後の方針】

知識や技能習得のため魅力ある講習会・研修会の設定を継続しながら、日頃の悩みや学校運営上の課題について気軽に話ができる場の設定も検討する。これらの研修会等の内容の検討とともに開催時期や回数については、学校行事等の開催時期等も考慮しながら参加しやすい時期及び負担にならないような実施回数となるよう一層配慮する。

また、参加者アンケートを取り、満足度や希望する研修テーマなどを把握し、研修会の企画や配布資料作成等に役立てる。

2－(5) 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築

【小中一貫教育推進課】

【目的】

学校と地域、保護者が共に学校教育を考える場を設定すること。

【内容】

小中一貫教育の推進に伴い、推進協議会等を確実に運営していくとともに、学校評議員会等の活性化を図り、教育目標や計画、教育活動、学校と地域の連携など学校運営に関して意見を求め、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進する。

【主な事務事業】

① 地域・保護者・教職員が学校教育を共に考える参画型システムの構築

地域の中から学校運営に関心を持ち積極的に提言できる方を学校評議員として委嘱し、随時学校の運営に関し意見を聴取する場を設定し、特色ある教育活動の推進及び学校の活性化を図る。

【評価】 B

各学校は、学校評議員を活用して学校運営に対し意見をもらう場を、評議員会のようなあらたまった会議のみならず、学校行事も意見の聴取が可能ととらえ、積極的な参加を働きかけることができた。小中一貫教育推進協議会は中学校区ごとに年間3回ほど実施され、その運営も部会や小グループ協議など年々意見聴取に工夫をしていることから、概ね目的に達したと考えられる。

【今後の方針】

各学校に対し、今後も中学校区の小中一貫教育推進協議会や様々な行事への保護者や地域の方々の参加の折に、地域の願いや要望を積極的に意見聴取すること、それらを学校運営に生かすことを促していく。また、学校評議員会においても、学校運営を小中一貫教育の視点で見直すなど開催回数だけでなく質を高めるよう働きかけていく。

3 生涯学習の充実

さまざまな学習機会の提供、生涯学習環境の充実、生涯学習指導者の育成、学校支援や情報提供

《施策の基本的方針》

本市の生涯学習については、基本方針をまとめた三条市生涯学習推進計画（平成18年度策定）に基づき推進しています。

今後も引き続き、市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供するとともに、生涯学習人材バンクの整備、学習に関する情報提供や学習相談を通じて、学習機会や学習環境の充実を図ります。

また、市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習指導者や生涯学習ボランティアの育成を図り、学習成果を地域社会に活かせる仕組みづくりに努めます。

生涯学習の推進は、すなわち市民が生涯にわたって自らが学び、また趣味やサークル活動を通じて人と関わり、地域社会の一員として生きがいや喜びを見出せるよう支援します。

《主な取組》

(1) 生涯各期における学習機会の充実 【生涯学習課】

市民が自発的に学習に取り組めるよう青少年から高齢者まで市民の要望に対応した多様な学習機会を提供します。

(2) 現代的課題などの学習 【生涯学習課】

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営む上で、身につけておくことが望まれる課題を現代的課題とし、学習機会の提供に努めます。

(3) 学習成果を活かす仕組みづくり 【生涯学習課】

市民の自主的な学習を支援するため、生涯学習人材バンクを整備しつつ、生涯学習指導者及びボランティアが活躍できる場を提供できるよう努めます。

《平成25年度の点検、評価等》

3-(1) 生涯各期における学習機会の充実

【生涯学習課】

【目的】

市民が生涯各期において自ら学ぶことのできる環境を整備すること。

【内容】

市民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができるよう各種公民館事業を始めとした生涯学習の機会を提供する。

【主な事務事業】

① 青少年体験教室

さまざまな体験活動を通して子どもたちの知的好奇心や想像力を豊かにし、自立心の育成や参加者同士の交流を図るための事業を推進する。

② 教養講座・文化講座

市民の主体的な学習活動や地域社会へ貢献する活動への支援及び三条市の特性を活かした学習活動を提供するため、分館も含めた全市12公民館で教養講座・文化講座を開設する。

③ 高齢者教育に関する講座

現代社会に対応できる知識の習得や趣味教養の向上を目指し、学習を通しての仲間づくりや生きがいつくりなど、高齢者の充実した生活支援のための事業を推進する。

【評価】B

各事業においてはスマートウエルネスの視点も取り入れ、各世代の要望や現代的課題に対応した多様な学習機会の提供に努め、参加者からは概ね満足の評価を得ている。特に各公民館におけるパソコン教室は世代を超えて多数の申し込みがあり、さらに成人教育の新潟大学公開講座も理系の内容（脳の学習）にテーマを変えたところ参加者から大変好評であった。

また、今年度も中央公民館を核として、文教施設と連携した「まちなか文化祭」を開催し、生涯学習・学びの情報発信の取組を行った結果、昨年以上の来場者数を動員することができた。今後も市民のニーズに沿った学習機会の提供を図っていく必要がある。

【今後の方針】

今後もライフステージに応じた市民ニーズを的確に把握し、市民満足度の高い事業の推進に努めるとともに、市民の生涯にわたる自主的な学習活動への支援に努める。さら

に、常にスマートウェルネス三条の視点を持ち、生きがいつくり・仲間づくりを通じて、心と身体健康や元気な高齢者の推進を図っていくための事業を展開する。

また、地域課題等を捉えた各課連携事業を積極的に行い、まちなかの文教施設を拠点に情報発信を推進する。

※ スマートウェルネスとは、歩くことによる「身体」の健康はもちろん、人との出会いを通じ「心」の健康や「生きがい」までを含めた「健幸」につなげ、市民の安心安全で豊かな生活を推進するものである。



青少年体験教室「わんぱく大学」での紙すき体験



まちなか文化祭・中央公民館作品展

3-(2) 現代的課題などの学習

【生涯学習課】

【目的】

市民が現代社会で生活する際に必要な知識・教養を習得すること。

【内容】

社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むため学習する必要のある課題を現代的課題とし、学習機会の提供を目指す。

【主な事務事業】

① 待ったなし！現代講座

複雑多様化する現代において、日常生活に大きく関わり、また、関心が高まっている社会・経済情勢などをテーマとした「消費税の増税にむけて、消費税の転嫁と表示などを学ぶ」講座を開催する。

② 環境教育

地球温暖化問題や震災による電力供給不足への対策として、環境課との連携によるライトダウンイベント「七夕キャンドルナイト」の実施や、高齢者教室等で「環境を考える」などをテーマとした環境に関する学習会を実施する。

③ スマートウェルネス事業

適度な運動を生活習慣として取り入れ、スマートウェルネス三条が目指す心と身体の健康づくりを推進するため、歩き方の基本を学び、参加者との交流やふるさと再発見を目的として「ウォーキング教室」を開催する。また、スマートウェルネス三条の視点を取り入れた「まちなか文化祭」を開催する。

【評価】 A

急激な社会変化に対応するため、現代的課題等に対応した学習機会の提供、市の行政課題である環境問題やスマートウェルネス三条推進のための学習機会の提供、さらには、心と身体の健康づくりや元気な高齢者を目指した各種講座の開催を推進し、参加者からは概ね高い評価を得ることができた。

また、平成24年度から開催している「まちなか文化祭」の中に、市民の「学びを発表する場」と「文化交流の場」を設け、さらに、スマートウェルネス三条の視点を取り入れ、「歴史的建造物や小路を巡るスタンプラリー」を実施した結果、前年度を上回る多くの来場者を動員することができた。

【今後の方針】

社会の変化に対応するため、現代的・社会的課題の解決と新しい価値の創造を目指し、

国際理解、情報化社会、男女共同参画、人権問題及び環境課題等をテーマとした学習機会の提供を図るとともに、常にスマートウェルネス三条の視点をもった事業の構築を積極的に推進する。



待ったなし！現代講座「消費税の増税にむけて」



七夕キャンドルナイト

3-(3) 学習成果を活かす仕組みづくり

【生涯学習課】

【目的】

市民が自主的な学習活動に取り組める環境を整えること。

【内容】

市民の主体的な学習活動を支援するため、生涯学習指導者や生涯学習ボランティアの育成を図るとともに、自分の得た知識・経験や学習成果を地域社会に活かすことのできる仕組みづくりに努め、市民の生きがいをづくり、仲間づくりを推進する。

【主な事務事業】

① 市民総合大学

市民が学びの成果や自らが持つ知識・技能を活かし、自らが講師となって講座を企画・運営することを通じて循環型の生涯学習社会の実現を目指す。

② ITリーダー養成講座

パソコン操作の初心者への指導方法について講座を開催し、指導者を養成する。

③ レクリーダー養成講座

事業に使用するレクリエーションについて講座を開催し、指導者を養成する。

【評価】 A

講座参加者による事業内容の企画・運営やまちなか文化祭などのイベントを通して「学習成果を発表する機会」を設け、学習成果を活かす仕組みづくりの推進を図った。

中央公民館では、平成25年度から教室受講生等の「学習成果を活かす場・発表の場」として施設の一部を利用し、毎月作品展示を行い、出品者・来館者から高い評価を得ている。

また、生涯学習指導者育成のため、ITリーダー養成講座等の開催やボランティアの活動参加を積極的に促進するなど、市民の自主的な生涯学習活動への参加を推進した。

【今後の方針】

中央公民館で開催する作品展示、芸能祭り、まちなか文化祭及び各公民館文化祭などのイベントを通して、より多くの市民が学習への意欲を高められるよう、個人や団体が学習成果を発表する場や機会の拡充に努める。

また、生涯学習関連施設における積極的なボランティア活動を推進するため、広報等を通じてその人材確保に努める。さらには、専門的な知識・技能・経験を有する人や、学習成果を活かしたい人の情報を蓄積した生涯学習人材バンク事業の推進を図り、行政はもとより、その人材が活用されるような仕組みづくりの構築に取り組む。



市民総合大学「フランス語でフランス旅行」



市民総合大学「現代川柳入門」



レクリーダー養成講座「室内レクで用いるバルーンアートの製作指導」

4 文化遺産の保存と活用

文化財の指定・登録、ふるさと文化の調査・保存、文化遺産の公開と体験学習などでの活用

《施策の基本的方針》

ふるさと三条固有の歴史を物語る文化遺産は、市民の心のよりどころであり、地域の大切な財産です。かけがえのない文化遺産を保存・継承し、地域資源として活用できるようにするため、詳細な文化財調査を行い、文化財指定や登録などの保護を進めます。

また、埋蔵文化財についても、文化財保護法に基づき、開発事業と調整し、記録保存の発掘調査の実施などにより適切に保護を図ります。

保護された文化遺産を地域資源として磨き上げ、市民自ら情報発信源となり、ふるさと三条の素晴らしさを市内外に広めることができるよう、文化遺産に触れたり学習したりすることができる機会の充実に努めます。

《主な取組》

(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定 【生涯学習課】

文化遺産を地域資源として活用できるようにするために、詳細調査を行い指定文化財・登録文化財に指定・登録します。

(2) 埋蔵文化財の調査・保護 【生涯学習課】

開発行為に伴う埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護に努めます。

(3) 文化遺産の公開・活用 【生涯学習課】

遺跡展示会・遺跡体験講座・神楽鑑賞会・三条学講座・文化財めぐりなどを開催し、市民がふるさとの歴史にふれる機会の充実に努めます。

《平成25年度の点検、評価等》

4-(1) 文化遺産の詳細調査・文化財指定

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を地域資源として活用できるように指定・登録すること。

【内容】

地域の暮らしの中に埋もれたまま失われつつある文化遺産を新たに価値づけし、地域資源として磨き上げ活用できるようにするため、詳細調査を行い指定文化財・登録文化財に指定・登録する。

【主な事務事業】

① 文化財総合調査

保存・活用が必要とされる文化遺産の基礎資料として作成された「三条市文化遺産リスト」に掲載された古文書、建造物などの文化遺産について、文化財指定等を行うことが適当であるかを判断するための詳細な調査を実施する。

② ふるさと三条再発見

三条固有の歴史を物語る文化遺産について調査し、かけがえのない文化遺産を記録・保存し活用につなげる。

【評価】 B

文化遺産リスト掲載物件を対象とした文化財総合調査を行い、価値づけされた地域の文化遺産3件について速やかに手続きを進め、市指定文化財・国登録有形文化財に指定・登録し、その価値を具体的に示して公開することができる状態にすることができた。

また、文化遺産リストに掲載されている建造物などの詳細調査を実施し、今後の保存、活用のための基礎資料の整備を進めた。

その他、ふるさと三条再発見調査では、「下田郷のいしぶみ」などの調査を進め、文化遺産として新たに価値づけし、その成果を活かして下田郷資料館でいしぶみのパネル展示を行った。

【今後の方針】

文化遺産リストを対象とした文化財総合調査などにより価値づけされた保護の緊急性や重要度の高い物件については、速やかに市指定文化財や国登録有形文化財に指定・登録し、地域資源として活用できるようにする。

特に、過去の歴史的建造物総合調査で価値が明らかになった中心市街地の歴史的建造物は、国登録有形文化財への登録を目指し所有者と調整を図る。

また、ふるさと三条再発見事業で「下田郷のいしぶみ」、「吉ヶ平の民具」の調査、記録などを継続して行い、三条市の魅力ある文化遺産を新たに価値づけし、活用につなげる。

すでに平成26年度の目標値を達成しているが、今後もより多くの分野の文化遺産について詳細調査を進め、指定・登録の件数を増加させるように努める。



三条市指定文化財

木造十一面観音菩薩立像（安養院）



三条市指定文化財 保内三王山古墳群出土品
(11号墳出土 鉄斧・四獣鏡・鉄剣・細形管玉)



国登録有形文化財 旧今井家住宅新館（撮影：田村収氏）

4 - (2) 埋蔵文化財の調査・保護

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な埋蔵文化財について開発行為に伴う発掘調査を実施し保護すること。

【内容】

文化財保護法に基づき、埋蔵文化財の所在地における開発事業とその保護について調整し、開発行為により破壊される埋蔵文化財の発掘調査を行い保護する。

【主な事務事業】

① 諸開発関係 市内遺跡確認・試掘調査

諸開発に伴い遺跡の内容などを把握する試掘・確認調査を行い、開発行為に対する調整用資料を整備する。

② 県道長岡栃尾巻線工事関係 新屋大和田遺跡発掘調査

県道長岡栃尾巻線工事により破壊される新屋大和田遺跡の発掘調査を行い保護する。

【評価】 B

埋蔵文化財の所在地における開発事業について、事業計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、6件の発掘調査を行い、適切に埋蔵文化財の保護が図られた。

発掘調査を必要としなかった案件を含めて、諸開発予定に伴い事前に埋蔵文化財の所在や試掘調査の実施の有無についての照会件数が平成25年度105件あり、開発事業の計画策定段階から埋蔵文化財の保護について事前照会するという仕組みが定着した。

また、民間からの照会も多く、民間開発予定地や個人住宅建設予定地における確認調査が増加しているが、適切に保護が図られている。

【今後の方針】

埋蔵文化財の所在地の周知徹底を図り、開発事業の計画の策定段階から埋蔵文化財の保護について調整し、発掘調査が計画的に実施できるようにする。

4－(3) 文化遺産の公開・活用

【生涯学習課】

【目的】

地域の財産である貴重な文化遺産を公開することにより、市民の保護意識を涵養すること。

【内容】

遺跡展示会・遺跡体験講座・遺跡めぐり・神楽鑑賞会・三条学講座・文化財めぐり・文化財講演会などを開催し、市民がふるさとの歴史にふれる機会の充実を図る。

また、これらの事業を文化財保護団体などと共催し、その活動を支援する。

【主な事務事業】

① 遺跡展示会・講演会

遺跡発掘調査などの成果や本市にある全国的に著名な遺跡をより多くの市民に知ってもらうため、遺跡展示会、講演会を下田郷土史研究会、三条考古学研究会、三条歴史研究会と共催し開催する。

② 遺跡出前体験講座

当時の人々の暮らしを体験し、だれでもわかりやすく遺跡に親しむことができる遺跡出前体験講座を三条考古学研究会、縄文インストラクターなどと協力して開催する。

③ 三条かぐら鑑賞会・栄神楽鑑賞会

県指定文化財三条神楽と市指定文化財栄神楽の伝承と紹介のため、三条神楽保存会、栄神楽保存会と共催し開催する。

【評価】 B

八十里越体感バスの運行に合わせて八十里越の歴史を紹介する企画展や講演会を開催し、新たに三条市の歴史を多くの人々に周知することができた。

また、関係部局のイベント等と連携して、遺跡展示や四獣鏡作りの体験、国登録有形文化財に登録された丸井今井邸の見学会などを行い、文化財に興味のある人だけではなく、イベント等に参加した多くの人々にも文化遺産に親しんでもらうことができた。

ほかに、三条市内の遺跡出土品を市外の博物館での企画展に貸出すことで、地元だけではなく、市外の人々にも三条市の貴重な文化遺産を紹介することができ、シティセールスにつなげる取組を行うことができた。

【今後の方針】

下田郷のいしぶみ調査の成果を活かしたいしぶみめぐりや貴重な下田郷の昆虫の展示

会を文化財保護団体などと連携して開催し、三条市の魅力ある文化遺産の新たな活用を図る。

また、遺跡の大規模な発掘調査が予定されていることから、普段見ることができない遺跡の現地説明会を開催するほか、八十里越を通じた福島県只見町との歴史や文化遺産の情報交換を図り、両地域の交流を物語る遺跡展示会を開催する。

さらに、市外の博物館等へ出土品の貸出しを行い、展示活用されることで、ふるさと三条の魅力を市内外に広く情報発信できるように努める。



遺跡展示会



遺跡出前体験講座



三条かぐら鑑賞会・鎮護鉦の舞



栄神楽鑑賞会・福神遊の舞

教育委員会の会議及び教育委員の主な活動（平成25年度）

1 三条市教育委員会定例会・臨時会・協議会の開催状況

○4月24日 第5回定例会

- 報告：報第1号 第一中学校区小中一体校開校準備委員会の進捗状況について
報第2号 専決処分報告（三条市（仮称）第一中学校区統合小学校校名等制定委員会設置要綱の一部改正について）
報第3号 専決処分報告（三条市立嵐南小学校校名等制定委員会委員の委嘱について）
報第4号 森町小・荒沢小学校統合準備委員会の進捗状況について
報第5号 平成24年度第3回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について
報第6号 平成24年度第3回三条市図書館協議会会議録について
報第7号 平成24年度第2回三条市文化財保護審議会会議録について
- 議事：議第1号 三条市社会教育委員兼公民館運営審議会委員の委嘱について
議第2号 三条市図書館協議会委員の任命について
議第3号 三条市文化財保護審議会委員の委嘱について
議第4号 三条市指定文化財の指定に関する諮問について
- その他：小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○5月24日 第6回定例会

- 報告：報第1号 三条市立嵐南小学校校名等制定委員会の進捗状況について
報第2号 専決処分報告（三条市学校給食運営委員会委員の委嘱について）
報第3号 専決処分報告（三条市小中一貫教育推進委員会委員の委嘱について）
報第4号 専決処分報告（三条市スポーツ審議会委員の任命について）
- 議事：議第1号 三条市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
議第2号 三条市立嵐南小学校校名等制定委員会委員の委嘱について
- その他：(1) 岩手県大槌町訪問概要について
(2) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）
(3) 平成25年度学校式典関連行事について

○6月25日 第7回定例会

- 報告：報第1号 第一中学校区小中一体校開校準備委員会の進捗状況について
報第2号 平成25年度第1回三条市学校給食運営委員会会議録について
報第3号 専決処分報告（図書館協議会委員の任命について）
報第4号 平成25年度第1回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について
報第5号 平成25年度第1回三条市図書館協議会会議録について
報第6号 平成25年度第1回三条市文化財保護審議会会議録について
- 議事：議第1号 三条市教育事務点検評価委員の委嘱について
議第2号 三条市指定文化財の指定について

- その他：(1) 三条市議会 6 月定例会の概要について
(2) 教育に関する事務の点検及び評価について
(3) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○7月26日 第8回定例会

委員長の選挙、教育長の任命、委員長職務代理委員の指定、議席の決定

報告：報第1号 嵐南小学校校名等制定委員会の進捗状況について

報第2号 森町小・荒沢小学校統合準備委員会の進捗状況について

議事：議第1号 三条市学校給食共同調理場運営規則の一部改正について

その他：(1) 三条市奨学金貸与条例施行規則の一部改正について

(2) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

(3) 平成25年度学校式典関連行事について

○8月26日 第9回定例会

報告：報第1号 嵐南小学校校名等制定委員会の進捗状況について

議事：議第1号 三条市立学校設置条例の一部改正について

議第2号 本成寺中学校特別教室棟等改築建築本体工事請負契約の締結について

議第3号 三条市教育センター条例施行規則の制定について

議第4号 三条市教育センター条例の一部の施行期日を定める規則の制定について

議第5号 平成25年度教育に関する事務の点検及び評価について

その他：(1) 平成25年度教育委員先進地視察について

(2) 平成25年度教育委員学校訪問について

(3) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

(4) 三条市児童クラブ条例の一部改正について

(5) 三条市児童館条例の一部改正について

○9月20日 第10回定例会

報告：報第1号 嵐南小学校校章デザインの補作について

その他：(1) 三条市議会 9 月定例会の概要について

(2) 食物アレルギー対応給食の全市導入について

(3) 平成25年度教育委員先進地視察について

(4) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

(5) 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果について

○9月20日 第2回協議会（非公開）

協議事項：三条市学力向上策について

○10月30日 第11回定例会

その他：(1) 第二中学校区小中一体校地域交流施設の愛称名の設定について

(2) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○10月30日 第3回協議会（非公開）

協議事項：学校施設の耐震化について

○11月25日 第12回定例会

議事：議第1号 三条市小中一貫教育推進委員会設置要綱の一部改正について

その他：小中一貫教育実施状況について（概要報告）

○12月26日 第13回定例会

報告：報第1号 嵐南小学校校名等制定委員会の進捗状況について

その他：(1) 三条市議会12月定例会の概要について

(2) 嵐南小学校開校並びに第一中学校新校舎完成記念式典について

(3) 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

(4) 平成25年度教育委員による幼稚園・保育所（園）訪問について

○12月26日 第4回協議会（非公開）

協議事項：井栗学校給食共同調理場調理等業務委託における最終受託候補者の選定について

○1月24日 第1回定例会

報告：報第1号 森町小・荒沢小学校統合準備委員会の進捗状況について

議事：議第1号 三条市指定文化財の指定に関する諮問について

その他：(1) 平成25年度小中学校卒業式参列者について

(2) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）

○2月19日 第2回定例会

報告：報第1号 平成25年度第2回三条市社会教育委員会議及び公民館運営審議会会議録について

議事：議第1号 動産の取得について

議第2号 三条市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正について

議第3号 三条市社会教育委員条例の一部改正について

その他：(1) 三条市学校給食の概要と平成26年度の運営について

(2) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）

(3) 三条市子ども未来委員会条例の制定について

○2月27日 第3回臨時会

報告：報第1号 市立学校教職員の体罰調査について（非公開）

議事：議第1号 平成26年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分）について

議第2号 平成25年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

議第3号 市立学校教職員の人事異動について（非公開）

○3月26日 第4回定例会

報告：報第1号 教育委員会事務局職員の人事異動について

報第2号 教職員の人事異動について

報第3号 第一中学校区小中一体校開校準備委員会の進捗状況について

報第4号 平成25年度第2回三条市学校給食運営委員会会議録について

報第5号 平成25年度第3回三条市図書館協議会会議録について

報第6号 平成25年度第2回三条市文化財保護審議会会議録について

報第7号 三条市立小・中学校の名称、位置、学番表について

議事：議第1号 三条市立小・中学校管理運営に関する規則の一部改正について

議第2号 三条市立学校通学区域規則の一部改正について

議第3号 三条市立小・中学校施設設備使用条例施行規則の一部改正について

- 議第 4 号 三条市立小・中学校の施設の開放に関する規則の一部改正について
- 議第 5 号 三条市学校給食共同調理場運営規則の一部改正について
- 議第 6 号 三条市教育委員会教育長事務委任規程の一部改正について
- 議第 7 号 三条市教育委員会公印規程の一部改正について
- 議第 8 号 三条市教育基本方針等検討委員会設置要綱の制定について
- 議第 9 号 三条市本成寺公民館長の任命について
- 議第 10 号 三条市指定文化財の指定について

- その他：(1) 三条市 3 月定例会の概要について
 (2) 平成 26 年度三条市学校教育プランについて
 (3) 小中一貫教育推進状況について（概要報告）

2 教育委員の学校訪問

各学校の学校運営、児童生徒の活動の様子等を把握して、今後の教育行政に資するため、学校訪問を実施した。

日程	訪 問 校
10 月 29 日	条南小学校 月岡小学校 西鱒田小学校 本成寺中学校
10 月 30 日	大島中学校 大島小学校 一ノ木戸小学校 三条小学校
11 月 6 日	第一中学校 長沢小学校 飯田小学校 森町小学校
11 月 8 日	大面小学校 栄中学校 上林小学校 第三中学校

3 教育委員の行政視察

日程	視 察 先	内 容
10 月 3 日	出雲市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市における理科学習の取組と成果について ・出雲科学館の果たす役割について

4 教育関係会議への教育委員の出席

- ・全県教育長会議（4 月 16 日 新潟市）
- ・新潟県市町村教育委員会連合会定期総会・研修会（7 月 19 日 新発田市）
- ・新潟県都市教育長協議会秋季定期総会（10 月 17・18 日 胎内市）

5 その他の出席

小中学校卒業式、周年事業記念式典（須頃小 140 周年・保内小 140 周年・大崎小 140 周年・笹岡小 140 周年・一ノ木戸小 140 周年）、裏館小学校体育館棟竣工式、第一中学校・嵐南小学校竣工式、閉校式典（四日町小・条南小・南小・荒沢小）、成人式、市展、スポーツ大会等

三条市教育事務点検評価委員会

1 三条市教育事務点検評価委員会要綱

平成 20 年 9 月 1 日
教育委員会告示第 6 号

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を、三条市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、三条市教育事務点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育委員会が行う点検及び評価について意見を述べ、又は助言を行うこと。
- (2) その他点検及び評価に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 3 人以内をもって組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 三条市教育事務点検評価委員会委員名簿

	氏 名	役 職 等
委員長	(くもお しゅう) 雲尾 周	新潟大学大学院現代社会文化研究科 准教授
委員長職務代理者	(むらた ようこ) 村田 洋子	元三条市立西鱒田小学校長
委 員	(わたなべ くみ) 渡邊 久美	三条市PTA連合会顧問

・任期：平成25年7月1日から平成27年6月30日まで

3 三条市教育事務点検評価委員会開催状況

○第1回三条市教育事務点検評価委員会

- ・日時 平成26年7月8日(火)
- ・場所 三条市役所栄庁舎201会議室
- ・内容 教育に関する事務の点検及び評価について
 - ア 実施方針について
 - イ 点検・評価対象項目(平成25年度事後評価シート)

○第2回三条市教育事務点検評価委員会

- ・日時 平成26年8月22日(金)
- ・場所 三条市役所栄庁舎201会議室
- ・内容 平成26年度教育に関する事務の点検及び評価報告書について